

「広報おが」 広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、男鹿市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び男鹿市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、男鹿市が発行する「広報おが」への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広報紙に掲載する広告の種類は、紙面による広告とする。

2 広告は、5月号から翌年4月号までを一年度とし、毎月号に掲載するものとする。

(広告掲載の規格等)

第3条 広告掲載の規格及び掲載料、枠数、掲載位置については、次のとおりとする。

(1) 規格及び掲載料、枠数

広告①	縦 130 mm×横 88 mm	カラー	1 枠 22,000 円	4 枠
広告②	縦 45 mm×横 180 mm	2 色	1 枠 11,000 円	4 枠

(2) 掲載位置

別紙1のとおりとし、広告①は裏表紙、広告②はお知らせページの最下段に掲載するものとする。なお、広告①を2枠掲載する場合は、連結して使用することもできる。

2 広告主は、広告枠の位置指定はできないものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、広報紙、市ホームページで行う。

2 市長は、募集するにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込)

第5条 広告掲載をしようとするもの（以下「申込者」という。）は、広報おが広告掲載申込書（様式1）に広告図案原稿を添付（データも併せて入稿）し、市長に提出するものとする。ただし、市税等の滞納がある者は、申し込みをすることができない。

2 掲載の申し込みの締め切りは、掲載を希望する広報発行日の40日前とする。ただし、申込期日において募集枠に空きがある場合は、広報発行日の20日前を期限として募集枠を満たすまで申込期間を延長するものとする。

3 広告主が掲載を申し込むことができる広告は、1号につき2枠までとする。

4 申込者は、1回の申し込みにつき、12号分を上限に、連続して、又は複数号の申し込みをすることができる。ただし、年度を越えないものとする。

(広告の審査及び決定)

第6条 市長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、掲載基準等により内容を審査し、広告掲載の可否を決定した結果を広報おが広告掲載決定通知書（様式2）・非掲載通知書

(様式3)により通知するものとする。

- 2 市長は、広報紙面との整合性を図るため、広告の色、表現や文章などの変更を条件として付することができる。

(広告掲載の優先順位)

第7条 市長は、第3条に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では、掲載希望号数の多いものを優先することができる。

- (1) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有しているもの
- (2) 前号に規定する以外の私企業又は事業を営む個人で市内に事業所等を有するもの
- (3) その他私企業又は自営業等

- 2 前項の定めによるほか、さらに、優先順位のうち申し込みの早いものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 市が広告掲載を可とした者は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。

(広告掲載の取り消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申し込みにより掲載の決定を受けたとき
- (2) 広告原稿を期日までに提出しないとき
- (3) 掲載料を指定する期日までに納入しないとき

- 2 前項の決定の取り消しにより生じた広告主の損害については、市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主が、自己の都合により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出るものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(補足)

第12条 その他広告の掲載に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附 則

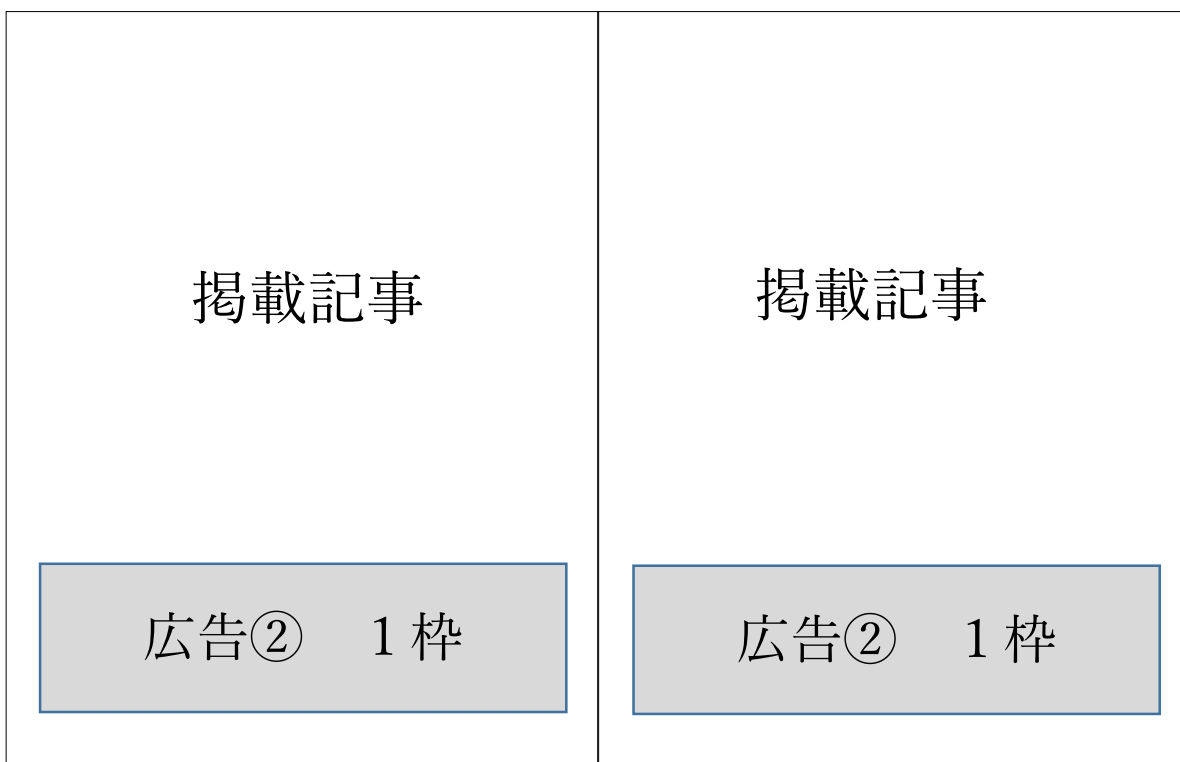
この要領は、令和2年3月30日から施行する。

別紙 1

【裏表紙・カラー】



【中面・2色】



様式1（第5条関係）

年 月 日

男 鹿 市 長 様

申込者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
FAX 番号
E-mail
担当者氏名

印

広報おが広告掲載申込書

「広報おが」に広告を掲載したいので、広告の原案を添えて下記のとおり申し込みます。

① 掲載を希望する号及び枠を選び○を付けてください。

掲載 希望号 希望枠	5月号		6月号		7月号		8月号		9月号		10月号	
	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下
1 枠												
2 枠												
掲載 希望号 希望枠	11月号		12月号		1月号		2月号		3月号		4月号	
	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下	裏 表 紙	記 事 下
1 枠												
2 枠												

② 申し込み数により、掲載号の変更をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。

③ 枠の大きさ 裏表紙 1 枠 縦 130 mm×横 88 mm、 記事下 1 枠 縦 45 mm×横 180 mm

【添付書類】

1. 会社案内、パンフレット等業務内容がわかる書類
2. 掲載しようとする広告図案（データも併せて入稿）
3. 納期限が到来している直近の市税の完納証明書

第 号
年 月 日

（申込者） 様

男鹿市長

印

広報おが広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載については、次のとおり掲載することに決定しました。

1 掲載広告媒体	広報おが
2 広告内容	
3 掲載月号	月号（ ・ 枠）、月号（ ・ 枠）、 月号（ ・ 枠）、月号（ ・ 枠）、 月号（ ・ 枠）、月号（ ・ 枠）、 月号（ ・ 枠）、月号（ ・ 枠）、 月号（ ・ 枠）、月号（ ・ 枠）、
4 広告掲載料 納入期限	円 発行日の前日まで
摘 要	① 広告掲載料は、納入通知書（請求書）に明記されている期日までに納付してください。 ② 編集作業上、支障が生じたときは、協議のうえ、広告掲載の希望発行日を変更させていただく場合があります。 ③ 校正漏れによる内容の不備については、市はいかなる補償も行いませんので、校正作業は慎重・確実に行ってください。 ④ 広告欄には、市が作成する枠が付きます。

第 号
年 月 日

（申込者） 様

男鹿市長

印

広報おが広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲載については、次の理由により掲載しないことに決定しました。

記

1 申込広告内容

掲載広告媒体	広報おが
希望掲載月号	

2 非掲載理由